

事 務 連 絡  
平成28年4月20日

地方公務員災害補償基金  
各支部事務長 殿

地方公務員災害補償基金補償課長

「平成28年熊本地震」における公務災害及び通勤災害の認定について（通知）

標記の件について、被災職員から認定請求があった場合には、各支部において、「公務上の災害の認定基準について」（平成15年9月24日地基補第153号）、「通勤」の範囲の取扱いについて」（昭和62年5月20日地基補第81号）等に則って、公務災害及び通勤災害の認定を行っていただきますが、公務遂行性、公務（通勤）起因性等が不明確な災害については、個別事案ごとに本部で相談に応じますので、ご連絡ください。

また、「平成28年熊本地震」に関連する公務災害及び通勤災害の認定請求があった場合には、認定請求書の写し等災害発生の概要等の分かるものを速やかに、当職までご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。